

調査の説明および利用上の注意

1. 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としています。

2. 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第23号）であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施されています。

3. 調査の期日

平成14年商業統計調査は、平成14年（2002年）6月1日を基準日として実施しました。

なお、商業統計調査は、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（本調査の2年後）に簡易な調査を実施しています。今回は通算して25回目の調査で5年ぶりの本調査に当たります。

なお、これまでの調査年次、調査の種類、調査期日は次のとおりです。

調査年次	調査の種類	調査期日	調査年次	調査の種類	調査期日
昭和27年調査	卸売・小売業、飲食店	9月1日	昭和51年調査	卸売・小売業、飲食店	5月1日
昭和29年調査	"	9月1日	昭和54年調査	"	6月1日
昭和31年調査	"	7月1日	昭和57年調査	"	6月1日
昭和33年調査	"	7月1日	昭和60年調査	卸売・小売業	5月1日
昭和35年調査	"	6月1日	昭和61年調査	一般飲食店	10月1日
昭和37年調査	"	7月1日	昭和63年調査	卸売・小売業	6月1日
昭和39年調査	"	7月1日	平成元年調査	一般飲食店	10月1日
昭和41年調査	"	7月1日	平成3年調査	卸売・小売業	7月1日
昭和43年調査	"	7月1日	平成4年調査	一般飲食店	10月1日
昭和45年調査	"	6月1日	平成6年調査	卸売・小売業	7月1日
昭和47年調査	"	5月1日	平成9年調査	"	6月1日
昭和49年調査	"	5月1日	平成11年調査	"（簡易調査）	7月1日

4. 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類」-卸売・小売業」に属する事業所を対象とします。

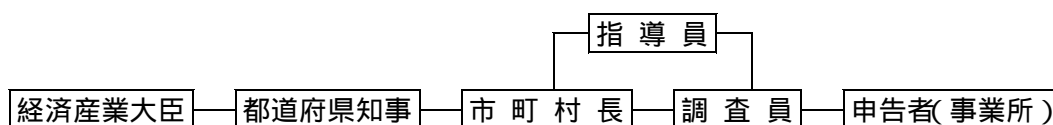
調査は、公営、民営の事業所を対象としています。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とします。しかし、民営の事業所であっても、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は調査の対象としません。ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とします。

なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とします。

5. 調査の経路

商業統計調査の調査経路は、以下のとおりです。なお、調査方法は以下の、によります。

申告者(事業所)が自ら調査票に記入する方法(自計方式)による調査員調査方式



商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式

経済産業大臣または都道府県知事 — 対象企業

6. 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

小売業者または他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品（事務用機械および家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械〔農業用器具を除く〕、建築材料〔木材、セメント、板ガラス、かわらなど〕など）を販売する事業所

製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の販売事業所（主として統括的・管理的事務を行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。

商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

主として、手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（「代理商、仲立業」に分類）

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）または家庭用消費者のために商品を販売する事業所
産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。

ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（サービス業〔他に分類されないもの〕）です。この場合、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしません。

製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売または通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人または家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所（官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で当該事業所以外のものによって経営される事業所）

(4) 従業者および就業者

平成14年6月1日現在で、この事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。従業者とは「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」、「出向・派遣受入者」を併せたものをいいます。

「個人事業主及び無給家族従業者」とは、「個人事業主」は個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者、「無給家族従業者」は個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。

「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいいます。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成14年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用されていた者

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

「派遣・下請受入者」とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている者または下請として他の会社など別経営の事業所から来て業務に従事している者をいいます。

「パート・アルバイト等の8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイト等従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したものです。

(5)年間商品販売額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。

(6)その他の収入額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料および仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含みます。

なお、「製造品出荷額」とは、自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額です。「飲食部門収入額」とは、飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額です。「サービス業収入額」とは、販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、DPE取次手数料などのサービスの提供に対する収入額です。

(7)商品手持額

平成14年3月末日現在、販売目的で保有している全ての手持商品額（仕入れ時の原価による）です。

(8)セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、商品が無包装、あるいはプリパッケージされ、値段が付けられていること、備え付けの買物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式、売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式、の三つの条件を兼ねている場合をいいます。商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいいます。

(9)売場面積（小売業のみ）

平成14年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また他に貸している店舗〔テナント〕分は除きます）をいいます。ただし、牛乳小売業、自動車小売業〔新車・中古〕、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていません。

(10)営業時間等（小売業のみ）

平成14年6月1日現在の開店、閉店時刻をいいます。ただし、牛乳宅配専門販売所、新聞販売所については営業時間等の調査を行っていません。

(11)商品販売形態（小売業のみ）

- ・店頭販売...店頭で商品を販売した場合をいいます。
- ・訪問販売...セールスマン等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいいます。
- ・通信・カタログ販売...カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいいます。

- ・自動販売機による販売...事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいいます。
- ・その他...ピザの宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」や新聞、牛乳などの月極販売および上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいいます。

(12) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成14年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいいます。

なお、ガソリンスタンドについては調査をしていません。

- ・専用駐車場...自己所有または契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいいます。
- ・共用駐車場...他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明白になっていない来客用の駐車場をいいます。
- ・収容台数...満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではありません。
- ・(併用)...「(併用)」とは、専用駐車場および共用駐車場の両方を有している事業所で、「専用駐車場有り」区分1から9までの合計の内数です。

(13) 商業企業

法人事業所の「単独事業所」「本店」および「統括管理事務所（主として、商業を営む法人企業の本社または本部であり、商品の仕入れ販売を行わないで、管理業務のみを行っている事業所）」に該当する事業所をいいます。

7. 産業分類の格付け方法

(1) 一般的な産業格付け

数種類の商品を販売している事業所の産業分類は、原則として次の方法によって決定します。

卸売業、小売業の決定

まず、年間商品販売額のうち、卸売業、小売業それぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを決めます。

なお、卸売販売額、小売販売額が同額の場合には、卸売業に格付けします。

産業中分類の決定

次に、卸売業か小売業のいずれかに決定された後、卸売業に格付けされた場合は卸売販売額、小売業に格付けされた場合は小売販売額の商品分類番号の上位2桁で最も多いものによって中分類業種を決めます。商品分類番号の上位2桁が同額の場合は、若い方の分類番号に格付けします。

産業小分類の決定

その中分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位3桁で最も多いものによって小分類業種を決めます。商品分類番号の上位3桁が同額の場合は、若い方の分類番号に格付けします。

産業細分類の決定

さらに小分類に属する商品のうち商品分類番号の上位4桁で最も多いものによって細分類業種を決めます。商品分類番号の上位4桁が同額の場合は、若い方の分類番号に格付けします。

(2) 例外的な産業分類の格付け

「4911 各種商品卸売業」

卸売業の「小分類番号501」から「同549」までの小分類を生産財（501,522,523,524）、資本財（521,531,532,533,539）、消費財（502,511,512,541,542,549）の3財に分け、3財にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の10%以上の事業所で、従業者が100人以上の事業所を「4911 各種商品卸売業」に格付けします。

「4919 その他の各種商品卸売業」

卸売業の「小分類番号501」から「同549」までの小分類を生産財（501,522,523,524）、資本財（521,531,532,533,539）、消費財（502,511,512,541,542,549）の3財に分け、3財にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が100人未満の事業所を「4919 その他の各種商品卸売業」に格付けします。

「5511 百貨店・総合スーパー」

衣（中分類56）、食（同57）、住（同58,59,60）にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所で、従業者が50人以上の事業所を「5511 百貨店・総合スーパー」

に格付けします。

「5599 その他の各種商品小売業」

衣（中分類56）食（同57）住（同58,59,60）にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が50人未満の事業所を「5599 その他の各種商品小売業」に格付けします。

「5711 各種食料品小売業」

「57 飲食料品小売業」の小分類572から579までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%に満たない事業所を「5711 各種食料品小売業」に格付けします。

「5791 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、食料品を取り扱い、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所を「5791 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」に格付けします。

「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

販売額に占めるたばこ、喫煙具の販売額が90%以上あるときは、「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」に格付けします。ただし、90%に満たないときは、たばこ、喫煙具以外の商品の販売額によって格付けします。

(3) 「5497 代理商、仲立業」の格付け

これまで「商品販売額」、「商品手持額」のない仲立行為專業の場合のみ「5497 代理商、仲立業」に格付けしてきましたが、産業分類の一般原則に則り、卸売業に格付けられた場合に「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料（割合を販売額に直したもの）」を比較して仲立手数料が多い場合、「5497 代理商、仲立業」に格付けします。

8. 産業細分類の新設について

日本標準産業分類の改訂（平成14年3月7日総務省告示）に伴い、小売業 57飲食料品小売業に5791 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）が新設されたため、商業統計調査においては産業分類別表章を行っています。なお、産業分類によるコンビニエンスストアと業態分類によるコンビニエンスストアの定義には以下の相違がありますので、利用にあたっては留意してください。

コンビニエンスストアの定義

	産業分類	業態分類
格付け等	「57 飲食料品小売業」に格付け	飲食料品を扱っていること
セルフサービス方式	採用	採用
売場面積	30㎡以上 250㎡未満	30㎡以上 250㎡未満
営業時間	14時間以上	14時間以上

9. 取り扱いの変更等

(1) 日本標準産業分類の改訂

日本標準産業分類の改訂（平成14年3月7日総務省告示）に伴い、産業分類別の統計表は新産業分類で集計しました。なお、平成11年の数値は平成14年の定義に合わせて組み替えており、平成11年公表値とは一致しません。（定義は平成14年・平成11年の産業分類対応表参照）

(2) 国および地方公共団体に属する事業所

これまで対象外としてきた政府刊行物センター等の国および地方公共団体に属する事業所を新たに調査対象となりました。

例 学校給食センター（共同調理方式のもの） 学校給食会、市町村営特産物販売所

(3) 自動車販売会社の本社・本店等

自動車販売会社（ディーラー）の本社・本店等については、これまで、本社等と営業所間の帳簿の振り替えをもって、本社等を一律的に卸売事業所として把握してきましたが、本社等における活動実態に則して、「統括管理事務所」としての把握に変更となりました。よって、本社等が「統括管理事務所」として把握された場合は、第14表「産業小分類別商業企業統計表」以外については、集計の対

象からは除外されます。

(4)業態別統計の数値

業態別統計の数値については、平成14年商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について、別表の「業態分類表」のとおり、業態区分の定義に従って再集計したものです。

なお、平成14年調査において業態定義の見直しを行っており、平成11年の数値を平成14年定義に合わせて組み替えており、平成11年公表値とは一致しません。

(5)大規模小売店舗の数値

大規模小売店舗の数値については、平成11年商業統計調査結果では「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」(昭和48年法律第10月1日109号)の規定により届出を行った店舗の数値を集計しましたが、平成14年商業統計調査結果においては「大規模小売店舗立地法」(平成10年6月3日法律第91号)の規定により届出を行った店舗の数値を集計しています。

10. 地域区分

湖 南 地 域 : 大津市、草津市、守山市、栗東市、志賀町、中主町、野洲町

甲 賀 地 域 : 石部町、甲西町、水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町

東近江地域 : 近江八幡市、八日市市、安土町、蒲生町、日野町、竜王町、永源寺町
五個荘町、能登川町

湖 東 地 域 : 彦根市、愛東町、湖東町、秦荘町、愛知川町、豊郷町、甲良町、多賀町

湖 北 地 域 : 長浜市、山東町、伊吹町、米原町、近江町、浅井町、虎姫町、湖北町
びわ町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町

湖 西 地 域 : マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町

11. その他

(1)この調査結果は、滋賀県分について本県が独自に集計したものであり、経済産業省から公表される商業統計表と数値が若干相違することがあります。

(2)調査結果の概要および統計表中の記号・表示は次のとおりです。

「 - 」 ... 該当数値のないもの、または調査をしていないものです。

「 0.0 」 ... 四捨五入による単位未満のものです。

「 」 ... 減少(マイナス)したものです。

「 X 」 ... 1または2の事業所に関する数値であるため、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿しています。また、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿しています。

(3)「年間商品販売額」「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は、四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

(4)「1事業所当たりの売場面積」および「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は売場面積を持つ事業所についてのみ算出しています。

(5)「従業者1人当たりの年間商品販売額」、「就業者1人当たりの年間商品販売額」、「1事業所当たりの従業者数」、「1事業所当たりの就業者数」の従業者数、就業者数は、「パート・アルバイト等」の従業者について8時間換算(8時間換算による調査は平成14年より)したものをを用いて算出しています。

(6)この報告書に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成14年滋賀県商業統計調査結果報告書」による旨を明記してください。

この報告書についてのお問い合わせは、下記へお寄せください。

〒 520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県政策調整部統計課商工統計担当

(TEL) 077-528-3398